



林野火災注意報・警報の新設

令和8年1月1日から伊都消防組合火災予防条例が改正されました。

これは令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて改正となったものです。

林野火災への対策として火災が発生しやすい気象条件になった際、火災の発生を未然に防ぐため伊都消防組合管理者が「林野火災注意報・警報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」をすることができるものです。



【林野火災注意報】

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に「林野火災注意報」を発令することができることとなり、「火の使用の制限」について、罰則の伴わない努力義務が課せられます。

【林野火災警報】

林野火災の予防上危険な気象状況になった際に「林野火災警報」を発令することができることとなり、「火の使用の制限」について義務が課せられ、違反した場合は30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

※上記の林野火災注意報、林野火災警報の発令期間は全国的に林野火災が多い、毎年1月から5月です。伊都消防組合管轄区域の全域が対象となります。

林野火災注意報 発令基準について

1月から5月の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないこともあります。

林野火災警報 発令基準について

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

火の使用の制限について

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて伊都消防組合管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。



※制限される行為の例

どんと焼き、炎を使った土壌消毒や殺虫、花火や火遊び、たき火、
キャンプファイヤー、落ち葉を燃やす、可燃物の近くでの喫煙、かまど（薪）等



林野火災注意報・警報が発令された場合の周知、広報について

林野火災注意報が発令された場合は、消防本部ホームページ、消防本部車両での巡回等により周知、広報を行います。

林野火災警報が発令された場合は、**発令の日の朝 9 時**に、消防本部ホームページ、消防本部車両での広報に加えて防災行政無線（戸別受信機）等でのお知らせを実施します。

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合、朝 9 時から翌朝 5 時までを発令期間とし、発令については**発令日の翌朝 5 時に一旦解除**します。また、**降水等が認められた場合も解除**となります。

解除後、朝 5 時の気象条件が林野火災注意報・林野火災警報発令の気象条件が継続されていた場合、再度、朝 9 時に林野火災注意報・林野火災警報の発令を実施します。

火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）を行う際には火災予防条例第 45 条に基づき、消防への届出が必要です。

林野火災注意報が発令された状況では屋外での火の取扱いを控えましょう。

林野火災警報が発令された状況では実施しないようにしましょう。



※野焼きの禁止について

野外焼却（野焼き）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条の 2 の規定により原則禁止となっています。

農業・林業・漁業などを営むためにやむを得ず行う「例外的に認められる焼却」であっても、量、風向き、時間帯など最低限のマナーと周辺への心配りが必要です。

野外焼却（野焼き）については、各市町のホームページや窓口へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

所属：伊都消防組合消防本部予防課
連絡先：☎0736-22-0119